

公 告

令和8年(2026年)3月3日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	15-131
(2) 件 名	真庭市ガレキ処分場関連地下水及び放流水等水質調査業務
(3) 履行場所	真庭市檜東地内
(4) 履行期限	令和 9年 3月31日
(5) 業務概要	真庭市ガレキ処分場に係る排水流域水質調査 調査地点 地下水 N= 2 地点 放流水 N= 1 地点 河川水 N= 1 地点
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	調査・研究(環境測定)
(3) 営業所の所在地	県内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 3月24日 17時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、クリーンセンターまにわ 【TEL】0867-42-7453へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 3月12日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	クリーンセンターまにわ 【メール】clean_c@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 3月24日 17時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、クリーンセンターまにわへ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 3月24日 17時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 3月25日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告共通事項」による。なお、**本業務にかかる当初予算が議決されなかった場合、入札は無効となります。**不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市クリーンセンターまにわ

TEL 0867-42-7453 / FAX 0867-42-7454

真庭市ガレキ処分場関連地下水及び放流水等 水質調査業務仕様書

第1章 総 則

1. 業務の目的

本業務は、真庭市（以下「本市」と称する。）最終処分場の周辺地下水等の水質調査を行うものである。

2. 委託業務名

真庭市ガレキ処分場関連地下水及び放流水等水質調査業務

3. 業務場所

真庭市檜東地内

4. 業務委託期間

着 手 契約の日から

完 了 令和9年3月31日

5. 業務内容

第2章 特記仕様書のとおり

6. 仕様書の適用

本仕様書は本業務に適用する。本仕様書に明記無き事項がある場合は、本市と協議のうえ決定するものとする。

7. 関係法令等

受託者は業務の実施にあたり、下記事項を適用するほか、関係する法令、政令、省令、条例、規則、細則、通知等を守らなければならない。

- 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
- 2) 水質汚濁防止法、同施行令、同施行規則
- 3) 岡山県公害防止条例、岡山県環境影響評価等に関する条例

8. 資料の貸与

本業務の遂行上必要になる資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うものであるが、現在、本市が所有し業務に利用できる資料は貸与する。この場合、貸与を受けた資料についてはリストを作成のうえ、本市に提出し業務完了と共に返

納するものとする。

9. 機密の保持

受託者は本業務の遂行上、知り得た事項について第三者にもらしてはならない。

10. 関係官公庁との協議

受託者は関係する官公庁との協議を必要とするとき、又、協議を求められた場合誠意を持ってこれにあたり、この内容を遅滞なく本市に報告しなければならない。

11. 議事録

受託者は打合せ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、本市に提出するものとする。

12. 提出書類

受託者は業務の着手及び完了に際し次の書類を提出するものとする。なお、承認された事項を変更しようとするときはその都度、本市の承認を受けなければならない。

- 1) 着手届
- 2) 工程表
- 3) 選任届
- 4) 納品書
- 5) 社内検査書
- 6) 完了届
- 7) 請求書

13. 管理技術者

受託者は環境計量士（濃度関係）の資格を有する技術者を配置し、秩序正しく業務を遂行するものとする。また、管理技術者を定め業務全般にわたり技術的な管理をするものとする。

14. 工程

受託者は本委託業務の遂行上その工程に変更が生じた場合、ただちに変更工程表を提出し、本市と協議し承認を受けなければならない。

15. 成果品の審査

受託者は業務完了時に本市の審査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたものについては訂正しなければならない。

16. 引き渡し

成果品の審査に合格後、成果品を一式納品し業務の完了とする。

17. 業務の内容及び範囲

本業務の内容及び範囲については、第2章業務の内容及び範囲による。ただし、仕様書に明記なき事項であって、本業務に必要な事項が生じた場合は、遅滞なく本

市と協議のうえ決定するものとする。

18. 留意事項

業務に際して、民地への立ち入りに関して地域住民との交渉に際しては、誠意を持ってこれにあたり、絶対に紛争を起こしてはならない。また、これに伴って受注者の責により支払わなければならない費用が発生した場合は、受注者の負担とする。

19. 疑義

本業務委託の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、自己解釈することなく本市に照会し、本市の意図を十分に理解し業務を遂行するものとする。

20. 成果品

受託者は、業務完了に際し次の成果品を提出するものとする。なお、成果品の作成及び編集方法等について、あらかじめ本市と協議のうえ作成するものとする。

(1) 地下水・放流水分析報告書・・・A4版 1部

①計量証明書

(2) 地下水・放流水・河川水水質調査報告書・・・A4版製本 2部

①濃度計量証明書

②ダイオキシン類の構成一覧

③試料採取地点位置図

④試料採取状況写真

⑤分析結果と基準値との比較・評価

⑥試料の採取方法及び測定分析方法

⑦GS/MS分析チャート

⑧その他当局が指示するもの

21. その他

本業務については、計量証明事業登録（特定濃度）及びMLAPの認定を受けている業者が、自らサンプリング及び分析を行うこと。これらを一部または全部を受注業者以外に委託して行ったものは認めない。

第2章 特記仕様書

第1節 地下水水質調査

1. 業務内容

	業務名	検体数	実施回数	実施予定時期
①	地下水分析	22検体	11回	毎月 (11月除く)
②	地下水水質調査	2検体	1回	11月

2. 調査地点

2地点（モニタリング井戸より採取）

A. B. 真庭市ガレキ処分場 2地点

3. 測定分析方法

測定分析方法は次のとおりとする

①地下水分析

No,	項目	採取分析方法
1	塩化物イオン濃度	J I S-K-0101 32.3
2	電気伝導率	J I S-K-0101 12

②地下水水質調査

分析項目	分析方法
ダイオキシン類	J I S-k-0312
地下水環境基準項目 カドミウム 全シアン 鉛 六価クロム 砒素 総水銀 アルキル水銀 PCB ジクロロメタン 四塩化炭素 1, 2-ジクロロエタン 1, 1-ジクロロエチレン 塩化ビニルモノマー 1, 2-ジクロロエチレン 1, 1, 1-トリクロロエタン 1, 1, 2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1, 3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 フッ素 ホウ素 1,4-ジオキサン	H9環告第10号 及び J I S等による
その他項目 過マンガン酸カリウム消費量 塩化物イオン 電気伝導率 カルシウム	上水試験方法及び J I S等による

第2節 放流水水質調査

1. 業務内容

	業務名	検体数	実施回数	実施予定時期
①	放流水分析	11検体	11回	毎月 (11月除く)
②	放流水水質調査	1検体	1回	11月

2. 調査地点

1地点

ア. 放流水

3. 測定分析方法

測定分析方法は次のとおりとする

①放流水分析

No,	項目	採取分析方法
1	水素イオン濃度	J I S-K-0102 12.1
2	BOD	J I S-K-0102 21
3	COD	J I S-K-0102 17
4	浮遊物質量	S46 環告59号 付表8
5	全窒素	J I S-K-0102 45.2

②放流水水質調査

分析項目	分析方法
ダイオキシン類	J I S-k-0312
排出基準（有害項目） カドミウム及びその化合物 シアン化合物 有機燐化合物 鉛及びその化合物 六価クロム化合物 砒素及びその化合物 総水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 アルキル水銀化合物 PCB トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1, 2-ジクロロエタン 1, 1-ジクロロエチレン シス-1, 2-ジクロロエチレン 1, 1, 1-トリクロロエタン	S49環告64号 及び J I S等による

1, 1, 2-トリクロロエタン 1, 3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン及びその化合物 ほう素及びその化合物 フッ素及びその化合物 1, 4-ジオキサン アンモニア・アンモニア化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
排水基準（その他項目） 水素イオン濃度 BOD COD SS 鉱物油類含有量 動植物油脂類含有量 フェノール類含有量 銅含有量 亜鉛含有量 溶解性鉄含有量 溶解性マンガン含有量 クロム含有量 大腸菌数 窒素含有量 リン含有量	J I S等による

第3節 河川水水質調査

1. 業務内容

	業務名	検体数	実施回数	実施予定時期
①	河川水水質調査	1検体	1回	11月

2. 調査地点

1地点

イ. 真庭市ガレキ処分場の谷川と目木川の合流点から下流50m

3. 測定分析方法

測定分析方法は次のとおりとする

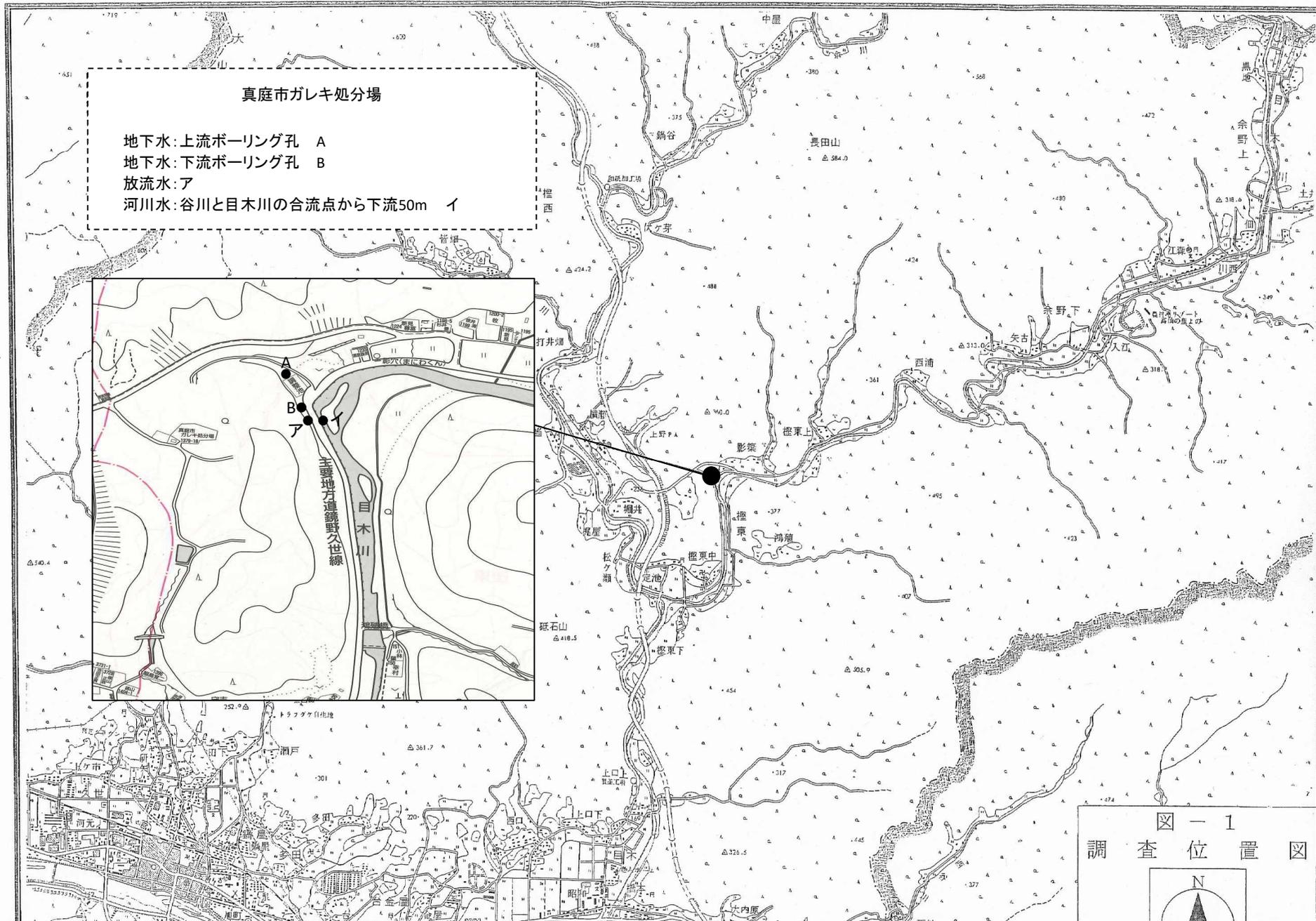
①河川水水質調査

分析項目	分析方法
ダイオキシン類	J I S-k-0312
人の健康の保護に関する環境基準項目 カドミウム 全シアン 鉛 六価クロム 砒素 総水銀 アルキル水銀 PCB ジクロロメタン 四塩化炭素 1, 2-ジクロロエタン 1, 1-ジクロロエチレン シス-1, 2-ジクロロエチレン 1, 1, 1-トリクロロエタン 1, 1, 2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	H9環告第10号 及び J I S等による

1, 3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 フッ素 ホウ素 1,4-ジオキサン	
生活環境の保全に関する環境基準 PH BOD SS DO 大腸菌数	上水試験方法及び J I S 等による

採取時刻 水質～14時頃

採取日	地下水分析 A地点	地下水分析 B地点	地下水水質調 査 A地点	地下水水質調 査 B地点	放流水分析 ア	放流水水質調 査ア	河川水水質調査 (目木川) イ
4月中旬	○	○			○		
5月中旬	○	○			○		
6月中旬	○	○			○		
7月中旬	○	○			○		
8月中旬	○	○			○		
9月中旬	○	○			○		
10月中旬	○	○			○		
11月中旬	○	○	○	○	○	○	○
12月中旬	○	○			○		
1月中旬	○	○			○		
2月中旬	○	○			○		
3月中旬	○	○			○		
合計	12回	12回	1回	1回	12回	1回	1回



真庭市ガレキ処分場

地下水:上流ボーリング孔 A

地下水:下流ボーリング孔 B

放流水:A

河川水:谷川と目木川の合流点から下流50m イ

図-1
調査位置図

